

ミツヒロニュース



春の息吹が聞こえてきました。

今年に入り、景気の状態が厳しくなっている様です。

車やマンションの販売件数等、前年に比べ悪化しています。

今までの様に経済を中心に据えて必死に奪い合うばかりでは、これからの時代は生き残れなくなると思います。

単なる儲け主義では無く、株主・企業・消費者がお互いを支え合い、共に育み、尊重し合う経営が、これからは大事になると思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇相続税調査の実態

◇ご確認ください!!
株主配当金計算書の記載事項

◇平成31年3月31日までに
教育資金の一括贈与を
されませんか

◇今月のお勧めセミナー
「家族を幸せにする相続セミナー」

◇あとがき
「改元の年」



相続税調査の実態

1. 平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。被相続人数等は、平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は134万397人（平成28年130万7,748人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は11万2,728人（平成28年約10万6千人）で、課税割合は8.3%（平成28年8.1%）となっており、平成28年より0.2ポイント増加しました。

2. 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地36.5%（平成28年38.0%）、現金・預貯金等31.7%（平成28年31.2%）、有価証券15.2%（平成28年14.4%）の順となっています。

3. 平成29事務年度の相続税調査実績

昨年末に発表された国税庁の29事務年度（平成29年7月1日～平成30年6月30日）の相続税調査実績について見てみると、平成27年に死亡した人を主な対象とする調査件数は1万2,576件（対前事務年度1万2,116件）、このうち、1万521件（前事務年度9,930件）で申告漏れが指摘されており、**申告漏れ割合は83.7%（前年度82.0%）**にも上ります。**申告漏れ課税価格は3,523億円（前事務年度3,295億円）**となっています。

申告漏れ相続財産の金額の内訳については、現金・預貯金などが1,183億円（前事務年度の1,070億円）、有価証券が527億円（前事務年度535億円）、土地が410億円（前事務年度383億円）その他の相続財産（事業用動産、生命保険、書画骨董など）が1,289億円（前事務年度1,189億円）となっています。

また、同29年度の追徴税額は、全体で783億円（前事務年度716億円）。相続税申告において事実を仮装・隠ぺいしていた場合に、過少申告加算税や無申告加算税に代えて課される重加算税の賦課件数は1,504件（前事務年度1,300件）、賦課割合は14.3%（前事務年度13.1%）でした。

最近の調査の傾向として、実際に調査を行うだけでなく「簡易な接触」によって申告漏れが発見されるケースが増えています。これからも調査対象を広げる為に、いろいろな調査が行われてくると思います。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

中国地方の調査状況

【表1】被相続人の推移

(単位:人)

	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
広島県			
東	240	207	95
南	214	196	97
西	361	355	139
北	414	400	170
呉	255	271	107
福山	444	448	193
西条	128	153	40
廿日市	288	310	121
海田	232	210	101
その他	531	512	218
広島県計	3,107	3,062	1,281
岡山県	1,811	1,764	729
山口県	1,290	1,290	484
島根県	493	511	196
鳥取県	410	373	149
総計	7,111	7,000	2,839

中国地方では、平成 29 年に死亡した人が 8 万 8,341 人、そのうち申告書を提出した人は 6,055 人となっており、平均 6.9%となっています。申告書を提出した人の各県別の人数は左記の【表1】となっています。

やはり、瀬戸内海に面した地域からの申告が多くなっていますし、各税務署ごとの数字をみても、平成 28 年は広島県が **3,107** 人となっており全体の約 43%を占めています。

財産別の申告件数をみると、下記【表2】の通りとなっており、相続財産 5 千万円以下の申告件数が **1,268** 件と全体の 17.8%を占めています。

■ 広島県内の実地調査件数

及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、**平成 27 年に発生した相続**を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにも係らず無申告と想定される事案等について実施されました。

調査の状況を見ると、平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月までに調査がおこなわれたのが 257 件となっています。内、210 件から申告漏れが発見されています。

【表2】相続財産価格階級別被相続人の状況

(単位:人(%))

	平成 28 年		平成 27 年		平成 26 年	
5 千万円以下	1,268	(17.8)	566	(9.8)	848	(29.9)
5 千万円超	3,803	(53.5)	3,117	(54.5)		
1 億円超	1,515	(21.3)	1,481	(25.9)	1,453	(51.2)
2 億円超	284	(4.0)	325	(5.7)	331	(11.7)
3 億円超	163	(2.3)	168	(2.9)	136	(4.8)
5 億円超	47	(0.7)	39	(0.7)	30	(1.1)
7 億円超	15	(0.2)	11	(0.2)	17	(0.6)
10 億円超	13	(0.2)	14	(0.3)	21	(0.7)
20 億円超	1	(0.0)	2	(0.0)	1	(0.0)
30 億円超	2	(0.0)	-	(-)	1	(0.0)
50 億円超	-	(-)	1	(0.0)	-	(-)
70 億円超	-	(-)	-	(-)	-	(-)
100 億円超	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	7,111	(100.0)	5,724	(100.0)	2,839	(100.0)

《平成31年3月31日までに教育資金の一括贈与をされませんか。》

「教育資金の一括贈与に関する税制改正」



1) 教育資金の一括贈与の制度は、

- 祖父母などの直系尊属（以下、「祖父母」という）から
 - 30歳未満の孫に
- 教育資金を贈与する場合、一括であっても1,500万円まで贈与がかからない制度です。

2) その都度贈与

この制度を利用せず祖父母がその都度その都度孫の教育資金を贈与しても贈与税はかかりません。

3) 一括贈与のメリット

一括贈与しておけば、祖父母が亡くなった時に相続財産から除かれて、相続税の節税にもなります。

4) 今回の改正点

①従来の制度では、この制度を利用して贈与した教育資金は相続税の対象になりませんでした。死亡直前に、孫達に教育資金を一人当たり1,500万円贈与した場合、その金額は相続財産から除外され、相続税が軽減されるメリットがありました。その後、教育資金として使っていただければ、30歳時点では、贈与税が課税されません。また30歳時点で残った金額に対して贈与税が課税されることとなります。

②改正「後」の制度

4月以後の教育資金の一括贈与は下記ようになります。

- 贈与が相続開始前3年以内の場合、一括贈与した教育資金の「残額」が相続税の対象となります。
- ただし、下記のいずれかに該当する場合は除かれます。
 - ・贈与された孫が23歳未満である。
 - ・学校等に在学している。
 - ・教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している。

5) 対策

今回の改正は、相続開始前3年以内の教育資金の一括贈与が対象になるので、祖父母が贈与の後3年以内に死亡しなければ影響はありません。

しかし、一定の年齢に達している祖父母は、いつ亡くなるかは分かりません。そういう意味では、相続税の節税の意味からこの従来の制度を利用すると、3年以内にかかわらず相続財産から除外されます。

この期限が2019年3月31日になっていますので、是非検討していただければと思います。

参考文献： ■国税庁HP ■広島国税局HP



今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「**相続税**」の**基本**についてお話しします。事前の対策をしておけば、節税を図れるケースも有ります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

（開催日4月11日（木）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

あしがき

虫明です。現在の天皇陛下が4月30日に退位し、5月1日から元号が平成から「新元号」に変わります。これまで1番目の「大化」から30年前の1月に始まった「平成」まで計247個の元号があり、昭和から平成に変わった時は「平成」、「修文」、「正化」の3つの候補に絞られていました。新元号は4月1日に公表され、10月に消費税10%導入、来年には東京オリンピック開催など大きな出来事が予定されているので、日本経済も元号とともに大きく変わっていくと思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中!

